

令和7年11月26日
土木部港湾空港課

福井県港湾施設管理条例の一部改正について

1 改正趣旨

敦賀港鞠山北地区において、新多目的クレーンの供用開始を令和8年4月に予定しており、港湾法44条により施行日の少なくとも30日前に料金を公表する必要があるため、12月議会において港湾施設管理条例の改正（クレーン使用料金の設定）を行う。

2 改正内容

福井県港湾施設管理条例の別表第1（第5条、第9条関係）軌道走行式荷役機械の使用料を改定する。（議案参照）

（変更前：一部抜粋）

別表第1

施設名	使用料算定基礎	使用料
9 軌道走行式荷役機械	1時間につき（使用時間が1時間を超える場合は、その超える時間30分ごとに使用料の額の半額を加算する。）	
	コンテナ専用のもの	
	コンテナターミナルの区域内のもの	6万6,000円
	コンテナターミナルの区域外のもの	6万4,000円
	コンテナ専用以外のもの	6万500円

別紙図面の位置

①
②
③

（変更後：一部抜粋）

別表第1

施設名	使用料算定基礎	使用料
9 軌道走行式荷役機械	1時間につき（使用時間が1時間を超える場合は、その超える時間30分ごとに使用料の額の半額を加算する。）	
	コンテナ専用のもの	
	コンテナターミナルの区域内のもの	6万6,000円
	コンテナターミナルの区域外のもの	6万4,000円
	コンテナ専用以外のもの	
	つり上げ荷重46.5トンのもの	6万500円
	つり上げ荷重58.1トンのもの	7万6,700円

①
②
③
④

3 施行日

令和8年4月1日から施行

4 議会提案時期

令和7年12月議会

